



憲法講座

9月5日(土)



講師の石川康宏さん（左）と醍醐聡さん（右）



憲法講座

司会 山口毅 (大阪自治体問題研究所事務局長)

憲法講座を始めさせていただきます。司会をさせていただきます、大阪自治体問題研究所の山口といいます。よろしくお願いいたします。初めに醍醐先生からお話をいただいて、その後、石川先生からお

話させていただきます。で、その後、フロアの皆さんからの質問や発言も頂きながら、討論を深めていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしく願います。それでは早速ですが、醍醐先生、よろしく願います。

憲法講座

日本国憲法から読み解く 戦争法案の違憲性と欺瞞性

東京大学名誉教授 醍醐 聡^{さとし}さん

思想としての憲法・立憲主義

醍醐と申します。私は憲法の専門家、法律の専門家ではございませんので、法律論をお話するのは大変おこがましいと思いますが、きょうは憲法といましても、とにかくこの戦争法案をどうするのかということで、皆さんの関心もそこに集中していると思いますので、国会審議を通じて浮かび上がってきた戦争法案の問題点、論点、核心部分を、立憲主義、あるいは、憲法に引き寄せて考えたいと思います。

きょうは新幹線でこちらに出向いたんですけども、車内のニュースのテロップでは、自民党、与党は9月15日に参考人招致をやり、16日に参議院の安保特別委員会で採決する。そして、同日に本会議で即時可決、採決すると、そういう方向で固まってきたと伝えてきております。従って、この1週間半の間が、本当に日本の歴史を左右するような重大局面に立っている、そういうつもりでお話をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に、法律論としてではなく、思想としての憲法、あるいは、立憲主義というものはどういうものなのかということを考えておきたいと思うわ

けです。

まず、立憲主義という言葉がこの間盛んに使われていますが、その基礎にある考え方というものは、何なんだということを、少し歴史的にさかのぼって考えてみますと、アメリカの大統領のトーマス・ジェファソンという方を、皆さんもよくご存じだと思いますが、彼が講演したことが、ケンタッキーの州議会の決議という形で残されております。

その中に次のようなくだりがあります。「信頼はどこでも専制の親である」。信頼といえば、お互い同士の良好な関係のきずなのように、普通私たちは思うんですけども、しかし立憲主義の考え方、国民と政府との関係に関して言えば、逆だと。信頼というものは専制を生む土壤だということを言っているわけです。自由な政府は、信頼ではなく、疑い、猜疑さいぎに基づいて建設されると。憲法の問題においては、他人に対する信頼に耳を貸さず、憲法の鎖によって、政府が非行、悪い事をしないように拘束する、縛っておく必要があると。この言葉は、まさに立憲主義の核心をずばり突いた言葉ではないかと思うんですね。国民は政府を疑ってかからなければいけない。やすやすと信頼したら、これは危ないことになるということですね。

次に、またこれも日本で有名な思想家、植木枝盛という人を知っておられると思います。その植木枝盛の評論集が岩波文庫から出ている『植木枝盛選集』というのがございます。その中に、「世に良政府なるものなきの説」という、1877年に書かれた文章なんですね。「人民にして政府を信ずれば、政府はこれに乘じ、これを信ずること厚ければ、ますますこれに付け込み、もしいかなる政府にても、良政府などといて、これを信任し、これを疑うことなく、これを監督することなければ、必ず大いに付け込んで、いかなることをなすかも、はかりがたきなり」と、こういう言葉を残しているんですね。ジェファソンが言っていることとほとんどぴたり同じですね。歴代の偉大な思想家というものの考え方は、こうやってくしくも一致するんだなっていうことを、今回非常に感慨深く思ったわけです。こんなような考え方が立憲主義の根底にあるということ、私たち、理解しておくことが大事だと思うんです。

■ 立憲主義に対するクーデター

では、今、戦争法案で図られようとしている、この企ては何かといえば、私は、ひとことで言えば、この立憲主義に対するクーデターだと言ってもまったく過言でないと思うわけです。これは国民によって縛られるべき政府が、自分を縛る鎖を緩めよう、さらには、それを振り払ってしまおうと、そういう企てだという意味で、クーデターっていうふうに思

うわけです。憲法の上に立つ法律はないんですね。法律の最上位なんです。

仮に憲法に反するような法律を出すこと自体、これは許されないことなんです。ところが、法律どころか、時の内閣の解釈で、憲法を台無しにしてしまう。二重の意味で、これはクーデターだと思うんですね。さらに、安倍首相という、時の首相とはいえども、1人の人物が、自分の解釈、判断で、憲法をいかようにでも変えられるかのように振る舞っている。これは三重の意味で憲法に対するクーデターだと思います。

今年の7月31日に朝日新聞の1面トップで大きな記事が出ました。それは、「断言連発の安倍首相」という見出しでした。サブタイトルで、「絶対」、「断じて」、「いささかも」っていう見出しが付きましましたね。戦争に巻き込まれないかっていう多くの国民の疑問に対して、安倍首相は、「絶対にないと断言したい」。これ全部国会での発言ですね。しかし、これまでの歴史を振り返って、アメリカの要請に、本当に日本の自民党政権はノーと言えるのか。こんなに気安く、「断じてない」なんて言えるのか。言ったからといって、それは何の意味があるのかということですね。

次に、徴兵制が敷かれるのではないかという疑問に対して、同じく安倍首相、「断じてないと明快に申し上げる」と述べています。また、専守防衛に反するのではないかという疑問が多くの方から出てま

1972年政府見解	今回の法案の政府・与党解釈
自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを憲法9条が禁じているとはとうてい解されない。	
↓スタートは同じだけれど↓	
<ul style="list-style-type: none"> 平和主義を基本原則とする憲法が、上で言う自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない。 自衛権はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認される。 その自衛の措置は、上の事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。 	<p>(自民党の解釈)</p> <p>上で言う「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」には、日本が直接攻撃されていなくても密接な国が攻撃された際に反撃する「集団的自衛権」が含まれる。</p> <p>(公明党の解釈)</p> <p>「国民の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処」する場合に限り、集団的自衛権の行使が認められる。</p>
↓逆の結論↓	
集団的自衛権の行使は憲法上、認められない。	集団的自衛権の限定的行使は憲法上、認められる。

すね。安倍首相は、「専守が防衛の基本であることはいささかの変更もない」。しかし、まさしく専守防衛が、まったくこれは反古にされてしまっているということは後でお話ししたいと思うんです。だから、何か安倍首相が国会で胸を張って断言したから、それで済むかのような議論ですね。とんでもない話だと、私は思うわけです。

クーデターというふうに私が思う理由は、解釈改憲、個人的断言は、立憲主義に対するクーデターだということですが、さっき言いましたように、政府を縛る鎖を国民が緩めるんだったら、話は分かるんですよ。ところが、縛られる政府が自分で緩めるなんていうようなことは、これはまさに逆立ちですよね。こういう意味で私はクーデターだと思うんです。

少し具体例で説明しないとイケないと思います。政府は1972年の政府見解というものが、これは砂川事件判決ともつながっているんですけども、これを下敷きにして、そこから導かれた解釈だから、憲法の解釈をなんら変更したものではないということをよく言いますね。

では、その憲法解釈、1972年の解釈と、今回の政府見解とは、本当に一致してるのかということです。まず、スタートは、確かに同じ言葉から出発してるんです。それは、「自国の平和と安全を維持しその存立をまっとうするために必要な自衛の措置をとることを憲法9条が禁じているとはどうい解されない」。この意味するところは何かというと、まさに専守防衛ですよね。自国の平和と安全存立が危うくなるような事態が仮に起こるとすれば、それを防ぐための必要な措置を講じることは、憲法9条もいささかも禁じていないということですね。

ところが、その後なんですよ。72年政府見解は、次にどういうことを言ったかということ、「平和主義を基本原則とする憲法が上でいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」。専守防衛という個別的自衛権を行使することを禁じていないとしても、それは無制限に認めているわけではないということ言ってるわけですね。それは「あくまでも外国の武力攻撃によって日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処するため」だ。そのための「自衛の措置は必要最小限度の範囲にとどまるべきだ」。これが72年の政府見解です。

ところが、今回の日本の政権の解釈はどうかというと、「自国の平和と安全を維持しその存立をまっとうするために必要な自衛の措置」には、「日本が直接攻撃されていなくても、密接な国が攻撃された場合には反撃する集団的自衛権が含まれる」という解釈を、そこから導こうとしてるんですよ。公明党なんかにしても、これはちょっと言い方を変えていますけれども、「国民の権利が根底から覆される」という場合には集団的自衛権の行使が認められる」。ここは同じなんですよ。そこからどんな結論が出るかということ、1972年の政府の考え方は、「集団的自衛権の行使は憲法上認められない」という結論です。ところが、今の安倍政権の結論を、「集団的自衛権の限定的行使は憲法上認められる」と。だから、これはもう結論が180度違うわけですよ。なのに、「一貫してる」というのは、まったくもって分かりません。

ここでは、スタートとゴールの間に入ってる解釈のところを問題にしたいと思います。ひとこと言いますと、確かに72年政府見解も、「必要最小限度」と言ってますけど。今回の安倍政権も、必要な限りにおいての限定的な行使であれば認められるということ言ってますね。一見同じに見えるんです。ところが、72年政府見解が限定的と言ったのは、個別的自衛権の行使に関する限定的なんですよ。ところが、今の安倍政権は、集団的自衛権に関する限定なんですよ。国民の理解が進んでないんじゃないなくて、理解が進んでるから国民の反対が広がっているんです。この例なんか、まさにそうだと思いますよね。

6月22日に、覚えていらっしゃる方がいるかもしれませんが、衆議院の特別委員会に元内閣法制局長官が参考人として呼ばれました。1人は阪田っていう元内閣法制局長官ですね。もう1人は宮崎さんですね。その中で、宮崎元内閣法制局長官が非常に重要なことを言っています。どう言ったか。この72年政府見解がぼっと出たんじゃない。背景があった。72年政府見解が出たのは、国会の求めに応じて政府が見解を示したのです。72年の5月と9月に、参議院の決算委員会で、野党の水口議員が「集団的自衛権というものは、憲法解釈上、認められるのかどうか」ということを質問したわけですよ。それに対して、当時の内閣法制局の真田次長と、吉国長官、この2人が答弁したんです。どういう答弁をし

たかという、「集団的自衛権は、ある他の国が仮に日本と連带的関係にあったからといっても、つまり、日本と連带的な関係にある国が攻撃されたというだけで、集団的自衛権を行使できる理由にはならない」ということを、この国会答弁で述べています。それについて水口議員は、国会でそういう答弁を法制局がしたんだったら、それを政府見解としてまとめて出してほしいと言ったんです。それで、72年政府見解が出たんです。

ここで注目すべきは、日本の集団的自衛権を認められるというときの理屈として、今「密接な関係にある国が攻撃された場合は」というでしょう。これは主にアメリカですよ。自公政権は、密接な関係にある国、アメリカが攻撃されたということで、それは日本にも攻撃が及ぶ恐れが多分にあるということで、集団的自衛権を発動できるということを言っているわけですよ。「密接な関係」と「連带的関係」では言葉が違いますけど、中身は同じです。集団的自衛権は駄目って結論であったわけですね。こういう背景を見れば、もうこれは今の政権の集団的自衛権行使容認論が完全に破綻することは目に見えています。国会でこんなやりとりがあったということを、皆さん、ぜひ知っておいていただけたらと思うわけです。

次に、「限定的」という意味が全く違うということですね。この中で今一つ問題となるのは公明党なんです。参議院で裁決をさせない。衆議院でも再可決をさせないために、大事なことのひとつは、公明党を引き離すということですよ。そのためには、公明党支持者の方に明らかにおかしいということを知ってもらう必要があります。そのときに一番大事なことは何かというと、ブログには書きましたが、毎日新聞が参議院・衆議院の直近の選挙があるたびに、全候補者にアンケートをやっています。これは公式の公約ではないんですけど、新聞のアンケートに答えた言葉ですから、重みがあるわけです。山口代表と北側副代表は、2人とも、「集団的自衛権の行使容認は認められない」ということを回答しているんですよ。

あのときはこう言ったじゃないかという質問をされて、北側副代表、「われわれが反対した集団的自衛権というのはフルスペックだ」と言っています。「しかし、今は限定的意味での集団的自衛権で、意味が全然違って、矛盾してない」と言い訳

をしています。フルスペックって何だっていうと、「制限付きでない、オールマイティーな」ということです。これは駄目だと言っている。しかし、今、公明党が賛成しているのは「限定付き」の集団的自衛権である。全然矛盾してない。公明党も賛成している集団的自衛権がフルスペックでないのかどうか。フルスペックというのは何かといえば、結局専守防衛かどうか、自分の国の安全平和を守るための必要最小限度の手段として集団的自衛権が使われているのかどうかということがポイントですよ。このところはぜひとも強調しておきたいと思うんですが、今の政府が通そうとしている集団的自衛権は、まさしくフルスペックです。必要最小限なんてとてもいえない。その理由は二つです。一つは、専守防衛ではまったくないということ。先制的攻撃を辞さずの法案だということです。もう一つは、自衛隊法95条の2の改正法があるんですが、その中で、米軍の武器を自衛官が防護するというのがうたわれています。任務として。これは戦時じゃないですよ。平時からですよ。アメリカ軍が持っている武器等が攻撃される恐れがあるときに、自衛官が常にそれを防護する。これは明らかに平時からのフルスペックですよ。

■ 武力行使の「新3要件」について

この二つが私はポイントだと思っています。まず、専守防衛なんてもんじゃないということを使うときの理由として私が挙げたいのは、武力行使の「新3要件」って言うことがよくいわれます。特に「①わが国と密接な関係にある他国（アメリカのことですね）に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合というのが1番目の条件ですね。この1番目の条件が、実は今もうぼろぼろになっているというのが、実態だと思うんです。

どういうふうにならなっているか。「②アメリカ軍に攻撃がなされ、放置すると日米関係、日米防衛協力が揺らぐ恐れ」がある場合は、こういう場合は、日本にまだ攻撃がされていなくても、日本の用心棒であるアメリカに攻撃が仕掛けられたら、これは日本も危ないよということで、集団的自衛権で武力行使を発動できるって言うことですね。

ことしの7月13日、衆議院議員の安保特別委員会

で、安倍首相はこう言っています。「アメリカの艦船に対する攻撃ということについては、これはまさにわが国の、いわば国民の生命、および、自由や幸福追求の権利が根底から覆される恐れにつながっていくということであります」と。アメリカが攻撃されると、日本も危ないと解釈して、もうその時点で武力行使やるということでしょう。これアメリカから見たら反撃かもしれませんけど、日本から見たら、日本は攻撃されてないのですから、先制攻撃じゃないですか。これがなんで専守防衛ですかっていうことですよ。

さらに話は続きがありまして、③は「邦人を運ぶ米艦船への攻撃」です。アメリカの艦船が攻撃されることが、なぜ新しい3要件を満たすのかということは、何度も議論になっています。安倍首相はこう答えています。「多くの例えば日本人が乗っている可能性が十分ある（……、乗ってなくても、可能性があったらいいっていうんですよね。）にもかかわらず、それを攻撃するというについては、これはすでに日本を攻撃する意図が、かなり十分にうかがわれる。「意図がかなり十分」になんて言ったら、これはもうどんだんどんだん話が膨らんでいきます。

たとえ1人といえども、日本人の生命を守るっていうことは国の大事な責任ですよ。だけど、そのことが「日本の存立を脅かす事態」なんていわれたら、この間イラクでお2人、後藤さんらが、人質に捕まって、殺すぞと言われて脅されましたね。そんな

な場合でも、出掛けて行って武力行使やっていいってことになりかねないじゃないですか。日本人の生命が危険にさらされるということは、本当にこれは深刻な事態ではあるけれども、根底から日本の平和・安全が覆されるっていう話までもっていったら、これはもうどんだんときだって、これは武力出動できるっていうことになってしまいますね。

しかも、「意図がうかがわれる」。実際事が起こってなくたって、意図があると見ることもできます。しかも、さらにその先があるんですよ。「明白な危険」とは誰がどう判断するのかです。7月13日の衆議院の特別委員会で安倍首相が、また次のように述べています。「明白な危険がないということをもどのように判断するかということだ。今ここで確定的にこれこれの場合はやらないと言うと、その意図を隠してそういう攻撃をした場合は、いわばわれわれはその答弁に引きずられる」と。つまり、相手が実際に攻撃を仕掛けてくるまではこちらは反撃しないということを国会で私が言っちゃったら、先方に手の内を見せることになる。「相手がその意図を隠して攻撃をしてきた場合には、われわれは手の内を見せた答弁に引きずられてしまって、何もできない、自分を縛ってしまうことになる」と言ってるんですよ。

つまり、ここでは、「日本に対して攻撃はしないよ」と言っているながら、実はそういう用意をしているということは、当然あり得るわけでありまして」と言うのですから、攻撃しないと言ったって、日本政



府は、あるいは、安倍首相が、腹の底では攻撃する意図を持っていると判断したら、もう反撃だとやっちゃっていいっていうことでしょうか。これはまさに先制攻撃じゃないですか。

さらに問題なのは、これはネガティブリストだという問題です。ネガティブリストで言っちゃったら、もう明白な危険が明らかにならないといえる場合以外は、その意図をこちらが推定して、攻撃してもいいっていうことになるでしょう。専守防衛でもないじゃないですか。こういうことを国会答弁で言っているんですよ。これは本当に重大な問題だと思います。もうここまで行ったら、完全にフルスベックじゃないですか。ほとんど広範囲に武力行使ができるっていうことを宣言していると思うんですね。

今度は、つい8月の26日ですけど、中谷防衛大臣が、民主党の大野議員の質問に答えて、先ほど日本人が乗っている船が攻撃されたというだけで存立の危機になるのかと聞かれたのに対して、さすがになりますとは言えないもんですから、苦し紛れかどうか知りませんが、「日本人が乗っていることが絶対の条件じゃない」と言っちゃったんですね。

安倍首相が火事の例とりましたよね。母屋があって火事になって、母屋だけでは日本は出動しません。離れに移った。離れだけでも、何もやりません。風向きが変わって、離れから日本に来そうになったときに出るんだと言ったんです。これは、離れが燃えたら、場合によってはアメリカの母屋が燃えただけでも、日本は攻撃に出ていくよと言っているのと同じじゃないですか。日本との関係がなくなっちゃって行けというんでしょう。いわば、日本と密接に関係のある用心棒のアメリカが攻撃されたら、日本も助けに行くんだと言ってるのと同じじゃないですか。なんの限定があるのかというふうには思います。

自衛隊法95条の2で、今までは日本の自衛隊を守るために武器使用は認められるっていうことだったんですよ。あと、日本の自衛隊で持っている武器が襲われたときに、武器を守るために必要に応じて最小限度の武器使用ができるって言うていた。今度は日本の自衛隊じゃなくて、アメリカの持っている武器なんですよ。ここまでいったら、専守防衛でも何でもないじゃないですか。まさにアメリカを守るために日本が出ていくっていうことですよ。ここで一つ大事なことは、アメリカの武器防護は自衛隊の任務

じゃなく、自衛官の任務にしたんです。自衛隊の任務にしたら、憲法に抵触するらしいのですよね。自衛官と言っちゃったら、個々の自衛官だから、組織としての自衛隊じゃないから、なんか憲法9条に反しないという解釈をしたらしいのです。

■ 「徴兵制は将来の恐れではない」

また、「徴兵制がしかれるのではないかとよくいわれていますよね。ところが、これについて、イラクに実際に派遣された自衛官の人のインタビューが『週刊朝日』に出ています、参考になります。これを読みますと、徴兵は、もう今、日本で現に自衛隊員に対して行われていると思うんです。あくまでも日本の防衛、専守防衛の任務や災害救助に役立つと思って自衛官になった。ところが、あるとき、イラクに行ってきたさい。司令官に、事と次第で、危ないと思ったら鉄砲を撃てということ命じられた。そんな任務をまさか命じられるなんて思っていなかった。あれは任務遂行ですけど、形式的には家族含めて同意を求めて行きましたね。命令と見るのか、同意の上で行ったと見るのか。特攻兵だって、そんなこと知らずで行ったということになっているでしょう。日本の特攻隊の第1号っていわれている人が、関行男っていう愛媛県の西条市出身の方ですね。この方が英霊第1号っていうことになっています。郷土の西条市の神社に祭られています。その関行男慰霊碑の碑文を、陸軍の統合幕僚長を務め、後に参議院の議員になった源田実さんが書いたんです。「憂国の至情に燃える若い数千人の青年が自らの意志に基づいて絶対に生きてかえることのない攻撃に赴いた事実は、真にわが武士道の精髓であり」、自らの意志に基づいて赴いたと言ってるでしょう。

今の自衛官だって、嫌だとなかなか言いにくいじゃないですか。特攻隊で生き残った方、いらっしゃいますよね。順番決めるとき「熱烈志願」、それから、「志願」「お任せ」という三つから選ばせたんです。たいていの方は熱烈か志願です。本当は行きたくないって人は、「お任せ」ってしたんです。そしたら、順番は後だろうと思ったら、その方、一番先に行かされた。本土決戦に備えて、例えば戦闘意志の高い人たちを温存しておくというので、熱烈志願の人は後回し。やる気なさそうな人は先に行かせたっていうんです。

私はイラクに行った自衛官だって、実質的に見れば徴兵じゃないですか。本心は「こんなはずじゃなかった」と、みんな言っているじゃないですか。実質から見れば、徴兵的なやり方で海外に派兵されてしまっているだけなんです。「憲法9条があるから、まさかこんなことにはならないだろと思っていた」方も居ます。だから、『週刊朝日』読んだら、自分が行かない政治家にこんな法律決められて、隊員の本心はみんなブーイングだと、書いていますけど、その通りだと思います。そういうふうを考えないといけないんじゃないのかなというのが私の感想です。

■ 自民党憲法改正草案が目指す ■ 国家ビジョンと国民像の危険性

最後に私がお話ししておきたいのが、自民党が憲法改正草案についてです。憲法講座ですので、少しそのところだけは触れておきたいと思います。緊急事態条項というのがありますので、ここだけ大急ぎでご紹介しておきたいと思います。自民党の草案の中にこんなものがあるということを、ぜひとも知っておいていただきたいなと思って出しました。

これは緊急事態というのを設けて、有事や大規模災害などが発生したときに、緊急事態宣言をします。内閣総理大臣に一時的に権限を与えるということになっているのですが、どんな権限を与えるのかということなんですけども、二つあります。一つは、内閣が法律と同じだけの効果を持つ政令を制定できるようになっています。2番目は、なにびとも公の機関、国とか、公の機関の指示に従わなければならないという条項です。緊急事態条項、これはまさに治安維持法だと思うのですが、ここで非常に気になることは、要するところ、公の機関の指示に従わなければいけないといったって、何も限定されていないんですよ。非常事態を乗り切るためには、内閣は、こういうことが必要だと思ったら、国民はそれに従わなければいけないというのです。他の国からの武力攻撃に挑戦するためには、今の自衛隊だけでは人が足りない。それは後方支援か、前線か、知りませんが、ここで予備兵を募集すると言っちゃったら、嫌だとは言えない。これまさに徴兵制ですよ。自民党はこういう草案をつくっているんですよ。将来にわたって徴兵制は断じてあり得ないなんて、安倍首相がいくら言ったって、自民党の改

憲草案ではそうなっていません。もちろん言論の自由だって、一時停止されちゃいますね。これは恐ろしい条項なんですね。こういうものが用意されているっていうことを、ぜひとも知っておく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ、思想・表現の自由は、これを侵してはならないというのが今の憲法19条でしょう。自民党草案は、それを変えています。「思想・表現の自由は、これを保障する」となっています。「侵してはならない」と「保障する」同じじゃないか、こう思われるかもしれませんが、これは全然違います。「侵してはならない」ということは、これは人間に持って生まれて絶対的な権利として、これは認められるというのが今の憲法でしょう。「保障する」といったら、国が保障するということですが、国がこれは保障の限りではないなんてことを言いたしたら、制限付きの権利になりますよね。保障するっていうことは、これは国の政策的な判断に関わってきますよということを、暗に言っているのと同じじゃないですかね。非常にこれは怖いことを言っているんです。

今の戦争法案の中で、いろいろと議論になっている問題について、自民党の憲法草案ではどう言っているのかということを見極めておきませんと、後になって、そうだったのかでは、われわれとしては、将来の世代に対して大変な負の遺産を残してしまうことになると思うんですね。私はこの1週間、ものすごく大事だと思います。

私はNHK問題にも関わっておりまして、ここで最後に言わしていただきたいんですけど、世論調査ってというのが今、非常に大きいと思います。おそらく裁決の時期が迫ってきますから、その前に世論調査がされて、その結果が必ず出ると思います。どんな結果を出すかが、実は可決をさせない、再可決をさせない、大きなブレーキの役を握ると思うんですよ。その世論調査の結果を、思いとどまらせるために大事なことは、実は世論に非常に大きな影響力を持っているNHKに、政府べったりのおかしな報道をさせないこと、政府に都合の悪いことをきちんと報道させることが必要です。

例えば中谷防衛大臣が、米艦船に日本人が乗っているかどうかは関係ないと言った。あれ実はニュースでやってないじゃないですか。2人の元法制局長官が、私が言ったことを発言しましたね。6月22日

です。あれもまったくNHKは、報道してないんですよ。こういうことを必ず報道させるために、今覚えていただけましたか。NHKふれあいセンター0570-066-066に電話していただけないでしょうか。

司会 山口さん

どうもありがとうございました。引き続きまして、石川先生、よろしくお願いたします。

憲法講座

憲法をめぐるたたかひの可能性

神戸女学院大学教授 石川 康宏さん

安保・戦争法案がどういうものであり、どういう大問題をはらんだものであるかという本筋の話はもう醍醐先生がしてくださりましたので、私は運動の状況に関わる問題について、特に私自身が加わってきたものを中心にしてお話しします。パワーポイントをつくってききましたので、こちらの写真をご覧ください。

8月26日「100大学共同行動」

一つは、8月26日に行われた、全国100大学有志の会による共同行動です。皆さんは、僕もそうですが、大学人がこんなにたくさんたたかひに立

ち上がっている局面って、たぶん見たことないですよ。僕は58歳で、半世紀以上生きています。結構長い間、いろんな運動に関わってきましたけれども、こういう状況は見たことがありません。今120ぐらいの大学に安保法案に反対する有志の会がつくられており、それぞれが声明文を発表し、それをホームページに公表して、それぞれに賛同署名を集めています。

私が勤める神戸女学院大学では、こんな取り組みはなかなか難しいなと思っていたんですが、全国の学者の会が呼び掛けた署名のページで確かめてみると、なんとか学内のメンバーが15人も署名していま



- 記者会見、253名、80大学有志
- 「わがままな学者たちが」、創価大学からも
- 50班にわかれて参議院議員への要請



した。それで、これは本学教員を見くびっていたと反省して、慌ててそれらのメンバーに声掛けをして、うちはキリスト教の大学ですのでその専門の先生の力も得て、本学らしい声明文をつくり、8月末になってHPを公開するという段取りになりました。

こうして会が発足した直後に、東京でこの100大学集会がありました。メンバーが1人3000円ぐらいずつカンパして、交通費をつくってくれました。東京の会場に入ると、もうこの写真のようなのぼりがつくられていました。神戸女学院有志の会ってなっていますね。各大学の名前がちゃんと入っているのです。それを1日中持って行動せよと言われて、最後には「持って帰れ」て言われたんですね。さすがに「このポールもか？」「これは飛行機には無理だろう」という声もあがっていました。しかし、それも楽しそうな声でした。

この写真は100大学の声明文などが収められた冊子です。かなり分厚いです。すでに机の上に置いてありました。こんな組織的な大学人の運動って見たことないですね。これは記者会見の様子なんですか、現場には253人が集まりました。終わりは、なんと「団結ガンバロー」です。みなさん、こんなにたくさんの学者が集まって「団結ガンバロー」をしているところ、見たことがありますか。

記者会見では、たくさんの方が発言しましたが、上野千鶴子さんのお話が面白かったです。「学者っていうのは基本的に全員わがままだ」「群れるのを嫌がって、人を見れば自分は意見が違ふと、いわば

文句をつけるのが学者の仕事だ」と。「ところが、ここにこれだけたくさんの方が、普段、同席することのないような人が集まっている」、「それは、一方で、現在の事態がどれほど深刻かっていうことを示しており、もう一方で、何としても安保法案の成立を食い止めようという、大学人の意志の強さを表している」といった趣旨のお話で、広く共感を呼んでいました。

もう一つ、創価大学から4の方が参加されました。メディアへの顔出しOKは佐野先生という方お1人とのことで、やはりいろんな圧力があるようでした。創価大学有志の会のHPには、賛同署名がたくさん集まっているのですが、他大学に比べると匿名の比率が高くなっています。これも署名したことがまわりに知られると、圧力がかけられる。そのことを警戒してのことなのでしょう。そういう中での4人の参加は大変なことです。それだけで強い連帯の思いがわきました。佐野先生は、「池田大作先生は9条は大事だとおっしゃっている。その精神を忘れてはいけない、公明党の議員の皆さんにも、ぜひ頑張って、この法案の成立を食い止めていただかねば」と語っておられました。もちろん大きな拍手です。

その後、「団結ガンバロー」があって、50班に分かれての議員要請です。およそ250人の参加ですから、うまい具合に1グループ5人ずつとなるわけです。私は1人だけでの参加でしたが、偶然、ご一緒することになったのが創価大学の4人の皆さんでした。途中、佐野先生はじめ皆さんと、いろいろなお

話もさせてもらいました。参議院の議員会館に行つて、各グループで5人の議員さんをまわります。私たちが分担した5人の議員さんのうち、3人は公明党の議員でした。残念ながら誰にも会うことはできませんでした。お2人の議員室からは、書類をポストに放り込んでいてくれということでした。もう1人の議員は、ポストに入れるのも拒否するとのことでした。「佐野先生、どういうことなのでしょうね」と水をむけると、「入れないでくれってということは、話を聞くのもいやだということなのでしょうね、残念なことですよ」とおっしゃっていました。

もう1人、自民党議員の所へ行きました。ここは若い秘書の方が、とても緊張した顔つきで出てきました。私たちは「論争はしない、要請だけする」という方針でしたから、丁寧にお話しをして、書類を渡してきました。秘書さんはずっと落ち着いた表情のまま、聞いておられました。最後に、共産党の議員のところに行つたのですが、ここは先客があつたにもかかわらずご本人が出てきてくれて、10分ぐらいですけど話ができました。紙智子さんです。「こちらは創価大学の皆さんです」と話をしたら、紙さんが立ち上がり握手をして、佐野さんも「野党の広い共闘が必要だ」と話し、紙さんが「その通り」と答えるというやりとりがありました。そして、安倍内閣の支持率を下げるのが重要な課題といった話になりました。

こういう議員要請行動が終わつたところで、私たちは、日弁連の弁護士会館へ行きました。ここは各大学から1人ずつという人数制限がありましたが、会場に入る学者たちを、全国から集まつた弁護士さんたちが拍手で迎えてくれました。これもなかなか感動的な場面でした。弁護士会というのは全員加盟の団体ですから、内部にはいろんな意見があるわけですが、それでも安保法案は立憲主義、法治主義にかかわる根本のところの問題ですから、全都道府県の弁護士会代表が集まっているということでした。

会場に入ると、弁護士、学者合わせて300人以上になりました。ご覧のようにテレビカメラもたくさん並び、新聞記者もいっぱい来ていました。そして共同での記者会見です。ここでも面白い発言がたくさんあつたのですが、特に会場を賑わせたのは、上智大学の中野先生の発言でした。「ここには全国の弁護士にくわえて、内閣法制局の元長官、最高裁

の検事もいる、オール法曹の姿がここにある」「こちらには学者たちがいる。憲法学者だけではない、ありとあらゆる分野のオール大学人の姿がある」「姿が見えないのはオール報道、ジャーナリズムだ」「ここに集まつた皆さんが、われわれと一緒に闘う姿勢を見せてほしい」と熱く呼びかけたのです。「あなたたちがプロフェッショナルリズムを発揮するのに不可欠な報道の自由がやられようとしている時に、黙って見ているいいのですか」という訴えでした。うつむいている記者の姿も目につきました。

その後、東京新聞と朝日新聞からは、それなりに前向きな質問が出されていましたが、産経新聞は、残念ながらダメでしたね。日弁連の会長に「このような政治問題について全員加盟制の日弁連が態度表明するのはおかしくないか」といった質問でした。会長の回答は明快で「これは政治問題じゃない」というものです。要するに、弁護士の仕事の大前提となる、法にもとづく政治、社会づくりという論理そのものが崩されようとしている、それに弁護士が反対するのは当たり前のことだということです。一蹴です。この質問には、かなり手厳しいヤジを飛ばしている弁護士もいました。

この熱い記者会見が終わつて、それからさらに野外での集会です。日比谷の野外音楽堂です。弁護士さんも行きました。しかし、それでは記者会見場の外にいた学者をあわせても400~500人ぐらいにしかなりません。そこで、「総がかり行動」との合流です。議員さんもたくさん来ました。半分以上が共産党の議員でしたが、それでも民主党も社民党も来てくれました。ここでも次々とスピーチがあります。若いシールズの奥田愛基さんのスピーチもありました。この日は、朝から晩まで、のべ30人ぐらいの話を聞きましたが、学者たちがみな5分ぐらいに濃縮してしゃべる話は、いい勉強になりました。30個のミニ講義を聞いたような。この集会では、東京大学の石川健治先生の「立憲か、非立憲か、そこにたまたかの焦点がある」「そのことをからだであらわすために自分はここに来た」というお話が印象的でした。

たくさんの学者の怒りの発言の中では、これは学問の危機だ。学問の成果がまったく無視されている、知性の危機だ、われわれは何のために研究していると思っているんだ、安倍政権は反知性主義だ、

それを知性の力で乗り越えていかねばならないといったことも繰り返されました。オマエたちのやっていることなど社会の役に立たないと、そういわれることに対して、学者たちは強い怒りを感じているわけです。

空からは小雨がずっと落ちていましたが、さらに、この集会の後は国会までのデモ行進です。みんな、のほりをついで歩くのです。お昼から夜まで出ずっぱりですが、誰一人文句をいいません。わがままな学者たちが、指示にしたがって、粛々と行動していくのです。これを組織した全国学者の会のよびかけ人の皆さんの力量も、大したものだと思います。

■ 9月4日京都タワー前発言から

以上が、ご紹介したい取り組みの一つ目です。つづく二つ目は、こちらの写真です。これは昨夜、京都の駅前で行われたシールズ関西 (SEALDs KANSAI) の街宣です。シールズは学生たちの組織ですが、最初につくられた全国版の他に、シールズ東北、シールズ東海、シールズ関西、シールズ琉球など、各地にどんどん広がりました。これに刺激を受けて、高校生の団体もつくられましたね。関西にもあります。その他にいろんな名前の団体が、若い人たちによってつくられました。大阪のサドル (SADL) は、30~40歳くらいまでのちょっとお兄さん、お姉さん格の団体です。こうした新しい運動

の力に、ベテラン世代が、ベテランらしい力を発揮しながら合流するという関係が広がっています。

京都タワーのすぐ下に、宣伝カーを止めてやっていた。周りには鳴り物をもった人がいっぱい集まっていますが、若い人たちが、ビニールロープを手にもって、通行人の邪魔にならないように通路をつくっていました。それに気づかないでおしゃべりをしていると、「ロープの中に入ってください」と声をかけてきます。集会への参加者にも、まわりの通行人にもすごく礼儀正しい取り組みです。

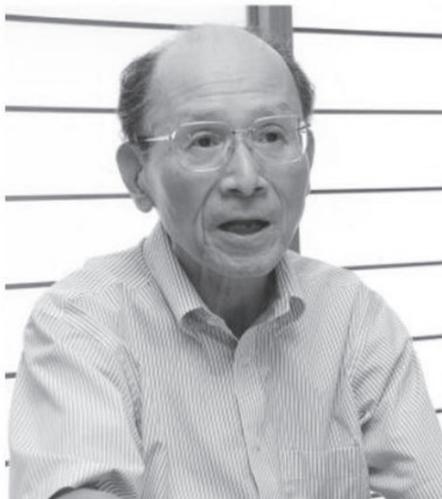
朝のうちに、今夜は京都でしゃべりますといったことをツイッターに流していたのですが、そうすると、創価大学の佐野先生から激励のコメントが入ってきました。東京での集会の後に、ツイッターでつながったのです。SNSは便利です。それから、昨日は大学で健康診断があり、おとといは夜から絶食で、昨日は午前中からバリウム飲んでといった1日だったんですけど、そんな中でも、いっしょに検診を受けている同僚から、何人も激励を受けました。さらに、午後は4~5人での小委員会があったのですが、そこでも、今夜は京都に行くんですよといった話題が出てきました。大学の中でこんなに政治のあり方が話題になり、この政治を変えようという気持と行動が、こんなに強く前に出てくるというのは、初めてです。この大学に勤めて20年になりますが、本当に初めての体験です。

安保法案、元最高裁長官「違憲」 政府説明「論理的矛盾」

2015/09/03 22:45 【共同通信】

元最高裁長官の山口繁氏(82)が3日、共同通信の取材に応じ、安全保障関連法案について「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた。政府、与党が、砂川事件の最高裁判決や1972年の政府見解を法案の合憲性の根拠にしていることも「論理的に矛盾する。ナンセンスだ」と厳しく批判した。

「憲法の番人」である最高裁の元長官がこうした意見を表明するのは初めて。自民党の高村正彦副総裁は、憲法学者から法案が違憲だと指摘され「憲法の番人は最高裁であり、憲法学者ではない」と強調したが、その元トップが違憲と明言したことは、波紋を広げそうだ。



①違憲はあきらか、②日本を危険にさらす、③自衛隊の暴走、④国家主権の最終的な危機

「希望のもてる日本」をこじ開ける

- 国民と運動に広まった「立憲主義」、巨大な歴史的意義
- 9条だけでなく、25条の生存権、26条の教育権、27・28条の労働権…も
- 「安倍暴走政治」の向こうに「希望のもてる新しい日本」をこじ開ける
- 参院選に向けた落選運動、次の政治に向けた「立憲主義」での共同の推進
- 9月27日まで、ガンバリ抜こう！

■ 元最高裁長官も「違憲」

そろそろしめに入ります。こちらの写真を見てください。元最高裁長官の山口繁さんです。安保法案は違憲だと語っています。本当にオール法曹ですよ。この声に逆らう政府の動きは、傲慢以外の何者でもありません。さらに、最近の政治を見ると、自衛隊が、この法律がすでに成立しているかのように、米軍との共同行動の話し合いを行っている。自衛隊に対するシビリアン・コントロールがまるでできていない。これはアメリカの要請にしたがって自衛隊が米軍の下請けに位置づけられるという、国家主権の深刻な危機の問題でもある。こんなことを許していいわけがありません。

他方、昨日、京都で話したことの一部でもあるのですが、いま大きく広がっている取り組みには、運動の質の発展という点で重要な前進が含まれてもいます。立憲主義への理解の深まりです。立憲主義という言葉については、1年前までは聞いたことがないという人もたくさんいたと思います。それが短期間のうちに、多くの国民の中に入り込みました。意味は、この国の最高の政治規範は憲法であって、どの政党であれ、どの政治家であろうと、憲法を実現する政治を行う義務をもつということです。いまは憲法9条が焦点とされていますが、立憲主義は、憲法の全条項にかかわる問題であり、それは日本国憲法の全面実施につながります。

生存権は国が守ると憲法に書いてある、教育権についても同様です。金がないから学校に行けないなんてことを許してはならない。労働権も同じです。労働する国民の権利を保障するのは国の仕事です。立憲主義というのは、これらをふくめて憲法の全条項どおりの日本を追求することが当然だという考え方です。

つまり、ここには安保法案を廃案にするにとどまらず、その先に憲法の全面実施を行う政治をつくるという、日本社会の大きな進歩、前進への力の蓄積がある。9条を守れという護憲の取り組みが、実は憲法の全体を活かせという活憲の力を蓄えるものになっている。その意味で、現在の多くの国民のたたかいは、主権者としての国民を鍛える歴史的に大きな意義をもっている。私は、現瞬間の運動は、戦後史を画する歴史的な意義をもつものだと思っています。

■ 「希望のもてる日本」をこじ開ける

来年には参議院選挙があって、参議院議員の半分が改選されます。自民党50人、公明党9人が改選される。すでに安保・戦争法案を推進する議員は絶対落選させるという落選運動がいろんな所で語られています。これはしっかり成功させねばなりません。同時に、その次の段階の社会づくりにむけて、憲法を指針とした政治を行うという幅広い共同を、追求していく必要があります。日本を、新しい日本

に、希望の持てる日本につくり変えることに弾みをつけるためにも、国会会期末の9月27日まで、あと

わずかの時間ですけれども、頑張り抜かないといけないと思います。

討 論 か ら

司会 山口さん

45分という時間の制限がありましたから、醍醐先生にはお話を飛ばされたところがたくさんあったと思います。さきほど、自衛隊法の話については、これはまた後でといわれて、時間がとれなくなりました。また、休憩時間中に、養父市の市議員の方から、養父市にも若い人たちの名簿を自衛隊に出すよという指示が来ている、それに抗議するのだというお話をうかがいました。そうした自衛隊の動きにかかわるところを、まず少し補足していただくのが良いかと思います。

醍醐さん

■ 実質的な徴兵はある

こないだ、12万人が東京で集まりましたね、8月30日です。私も連れ合いと一緒に行って、正門前ぎりぎりの所まで行って、一番にぎやかな所に接近したんですが、警察が歩道だけに閉じ込めるんですよ。だから、私、国会議事堂前っていう地下鉄の改札を出て、地上に出るまでにもものすごい人で30分かかった。お年寄りの方は息苦しくなって、気分悪くする人が出るんじゃないかなと思ったりして。歩道だけを歩け言うもんですから、全然前へ進まないんですね。ところが、もう参加者の方しびれを切らして、誰かが車道へぼっと数人が出したら、みんなどどっと出ちゃった。あるジャーナリストの方が、警察の警備隊が決壊したなんていうことを言っていましたけど、もう車道をあつという間に埋めちゃったのね。そんな感じだったんですけども、警察もあんなのまず手が出ませんよね。

そんなことはちょっと横に置いて、何が問題だったかという、最近、国会前でシールズの方とか、若い方で初めてデモ来たとか、赤ちゃんを抱えたお母さんたちの話を聞くと、「徴兵制はないと言っているけれども…」という話はよく出ます。徴兵制とい

うのと徴兵はちょっと違うってことをやっぱり理解した方がいいと思います。制度としてはともあれ、実質的な徴兵というものはあるのではないかと、そのところを見ないと出し抜かされてしまうかなと思います。自衛隊法95条の7ですけれども、自衛官の募集について自治体が協力するというのが法定事務、法律で定められた事務になっています。だから、自衛隊からこういうことの要請が来たら、形の上は断れません。

しかも、マイナンバー法、これができましたから、18歳以上、来年の春高校卒の方、あるいは中学卒の人について、全部国は情報を持ちちゃうじゃないですか。どこに住んでいるのかも分かっちゃう。それを自治の法定事務が使われてしまったら、全部それが自衛隊に行ってしまったら、例えば、就職がなかなかできないとか、そういう方がやっぱり応募しやすい環境にどうしたってなりますよね。だから、徴兵ってというのはいろんなルートからあるんだってことを、私は最近感じているところです。

司会 山口さん

ありがとうございました。その他、質問ありませんか。

質問者

■ 個別的自衛権は認められているのですか？

醍醐先生にお聞きしたいんですけども、憲法には国際紛争を武力で解決すること、これを禁ずるとかありますよね。個別的自衛権の発動は憲法違反ではないんですか。

醍醐さん

この点については、ちょっと歴史的に私も見直したけど、憲法ができた当初、時の吉田茂総理大臣が

いましたね。国会答弁ではどう言っているかという
と、個別的自衛権も否定なんです。皆さんよくご覧
になりますけど、個別的自衛権は認められていると
いうのは、そういう言葉は触れ回りますけど、憲法
学者の中ではその自衛という意味は武力っていう意
味ですよ。武力による自衛権ということは、今でも
否定しているの方が憲法学者の中では半分以上だ
と思いますね。青井未帆さん、女性の憲法学者です
が、武力による自衛権は個別であってもこれは否定
されると書かれています。そういう方は多いです。
ですから、やすやすと個別的自衛権だから認められ
ているとは私も思いません。本当に日本が攻め込ま
れて、そのままなすがまま多くの国民が虐殺され
るというか、死にさらされる状態をそのまま見てし
まっていいのかというふうなときに、問題になるの
だろうと思うんです。

■ 軍事的抑止力は矛盾

ただ、ちょっと言わしていただくと、憲法前文の
精神を本当に考えたら、やはり抑止力だと思います
。憲法9条の抑止力ですよ。外交努力も抑止力
ですよ。抑止力と言うときに、すぐ軍事的抑止力
とイコールでくっ付けてしまうところが、私は非常
におかしなところだと思います。今の自民党政
府がやろうとしていることに真正面から対決する
のであれば、そのところで私はもっと太刀打ちす
べきだと思っているんですよ。軍事的抑止力で戦
争を抑止するというのは言葉の矛盾だと思うん
ですよ。交戦して平和を守るということは、本来であ

ば憲法の交戦禁止規定に抵触すると思っています。
ただ、法律論がどうかいう以前に実体論として、逆
に日本を危険にさらすということを強調するべきで
はないかなと思っています。先ほど、時間がなかつ
たから触れませんでしたけど、6月22日の衆議院の
特別委員会に参考人として呼ばれた2人の元法制局
長官のうちの、阪田長官のお話しが非常に印象的
でした。日本も集団的自衛権ということで構えると、
「敵となる相手国にわが国領土を攻撃する大義名分
を与えるということにもなるんだ」ということ。で
すから、「国民を守るというよりは、進んで国民を
危険にさらすという結果しかもたらさないような気
がする」。これはまったくそうだと思いますね。

私の疑問は、軍事的な抑止力を持つと安倍首相は
日本の平和を脅かす危険が去るということを言っ
ています。彼の頭にあるのは、日本が軍事力で抑
止力を強めたら相手は何もしない、優位に立って
ますと。だから、下手に手を出すとやられるから
やめておきましょうというのがそういうことですよ
ね。でも、そんなことはあり得ないじゃないで
すか。日本やアメリカが軍事力を強化して、抑
止力を高めれば、当然、相手も軍事力のバラン
ス論で来ますから、相手だってエスカレートし
ます。軍拡のエスカレート競争になっていきま
すよね。だから、抑止力というのはシーソー
ゲームでしかないわけですよ。結局、危険を減
じることにはならないで、軍事力がどんどん
高まるし、何かのきっかけでそれが大きな衝
突に発展する恐れをむしろ高めると。そうい
う愚かなことはやるべきではないというのが、
日本の憲法の前



文だと思うんですね。だから私は、法律なんかもちろんそうなんですけど、日本の恒久平和主義、交戦によらない平和主義ということの意味を、今、実体論としても考えるべきじゃないのかなと思います。

それともう一つは、実は、軍拡エスカレートしたら、実は、日本の経済も疲弊させてしまうということですよ。軍事予算は、28年度予算で5兆円を超えましたよね。平成10年から平成24年まで、軍事費は対前年比ではずっとマイナスが来ています。零点何パーセントですけどマイナスだったんですよ。ところが、25年度、安倍首相になってから右肩上がりでぐんと伸び始めたんです。5兆円ということは、皆さん、ざっくり言うとどういうことかと言うと、消費税1%上げたら2兆円税収増えると言いますよね。そしたら、今回8%から10%に上げると4兆円増える。

ところが、きのうテロップで見たら、お酒類以外は食料品は全部軽減税率と言ってますから、例えば8%に据え置いたら、もうそれだけでもすごい減収にはなるんですけどね。仮に丸々4兆円増えたとしても、それを食い潰して、さらに1兆円も軍事費に使うということですよ。なんのための消費税なんだ。防衛費は消費税だけが使われているんじゃないという人はあるかもしれませんが、次に大きいと言ったら、法人税ですが、法人税は減税やってますでしょう。1%下げたら4000億円ぐらい下がりますよ。今、20%以下に切るって言っていますので、5%下げたら2兆円減りますよ。差し引きしたら法人税は、自然増収で増えたってマイナスです。結局、軍事費の伸びていくのは、全部消費税が使われてるってことになるんじゃないですか。生活関連予算がそれで圧迫されるとなったら、それこそ日本の生存を危うくするようなことを軍拡でやってしまっていると怒るべきじゃないのかなと感じています。

質問者

■ 憲法98条1項違反では？

香川から来た、町の魚屋のおっさんです。憲法98条の第1項、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅および国務

に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」ということなんですが、今、安倍がやろうとしている憲法をねじ曲げることは、この第1項に抵触するんじゃないかなというふうに、僕は感じています。その効力をなくするためにはどういうことをやらなければならないのか。具体的に裁判になるのか、どうなるのかちょっと分かんないんです。

石川さん

安倍内閣がやっていること自体が憲法違反じゃないのかというご指摘は、まったくそのとおりだと思います。ですから、昨年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、事実上のクーデターだという指摘もあるわけです。戦争法という明らかに憲法違反の法律が出来上がったときにどうするかについては、法律の専門家たちがいろいろすでに相談していると思いますが、紹介したいのは、若い人たちの検討です。

もともとシールズは、来年の参議院選挙に焦点を当ててつくられました。しかし、その準備の途中に、今回のような戦争にむけた動きが出てきて、そこで急遽、運動の焦点を変更したのだそうです。そのシールズは、万が一この法律が成立しても、来年の参議院選挙に向けてずっと、例えば月1回ぐらいずつ東京で大きな集会をやっていくとのこと。同時に、この法律が憲法違反だという裁判を行って、その集会を、裁判の経過を学び、広げる集まりにしたいということです。それを継続しながら参議院選挙に向かうということです。

私は法律の細部はよく分かりませんが、法律を実際に活用することのできないように強い世論で包囲する、選挙で負けさせて何もできないようにするなど、裁判以外にもいろんなやり方があるように思います。お互いに知恵を出し合っていきたいところです。

醍醐さん

仮に可決してしまった場合はということで、例えば小林節さんなんかは違憲の訴訟を起こすということを言っています。差し止め訴訟というのがあるんですよ。国会で法律を可決しても、施行まで時間



あるでしょ。その間に、違憲だということを訴えて、違憲の法律は無効だ、これは効力を持たないということで差し止め訴訟ということが、まずは考える法律家の方には私はやってほしいし、現に当然そういうことは考えていらっしゃるんだろうなというふうに思っております。

質問者

■ 財界の利益にも反するのでは？

石川先生にお聞きしたいんですけど、財界にとってグローバルにずっと出ていこうとするときに、今の安倍内閣のこういう違憲立法を含めて、こういう動きというのは、得じゃないというふうにも思うんですね、中国とか、東南アジアということを考えれば。しかし、あまりそういう声も聞こえてこないですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

石川さん

財界内部の議論については、情報が出てこないところもありますが、2004年に自民党が改憲案を出し、それに対抗する「九条の会」がつけられたといった時期には、財界の中からも乱暴な改憲はやめろ、アジアを敵にまわす改憲は経済的にも割に合わないといった声が、かなり公然と現われました。日本経団連会長や、経済同友会の幹部にもそういう発言がありました。

当時、そういう動きを批判したのが、官房長官などを務めた安倍晋三氏でした。「日本の歴史と伝統を金で売るのはか」といったことでした。そして右翼勢力から、先のような発言をした財界人の自宅に鉄砲の弾が送られてくるということもありました。同じ支配層の内部にも、アメリカとの共同戦争を復古主義的改憲に結びつけたい勢力と、復古主義の側面はいらぬという勢力との一定の対立があったわけです。

それが、10年後の今日には復古主義派が全面に出る形に変わってきているようです。こうなったことにはいくつかの要因があると思いますが、その一つに、政治に対する財界の力の低下という問題があるかと思います。いま日本経団連の会長は東レの榊原さんですが、経団連の中ではそう大きな企業ではありません。要するに、他に適当に人材がいぬから榊原さんがなっているということだと思います。財界自身の意向をまとめ、時には政治の動きに抵抗しても、これを強く政治に求めるというリーダーシップを発揮する人がいなくなっているという問題ですね。

■ 靖国派に牛耳られる

他方で、この10年間に自民党の「右翼」化が進み、復古主義派以外の流れが自民党内に見えなくなってきたという問題も指摘できます。靖国派に牛耳られてしまった。財界からしても、他に政治を託することのできる大きな流れが見えていない。その状況の中で、財界いいなり政治を求めようとすれば、復古主義、靖国史観の問題については正面から

異論を唱えることが難しくなってきたということですね。

この両方の関係には、10年前の改憲失敗から教訓を得て、財界との関係を密にしてきた安倍内閣の取り組みの成果もあるように思います。メディアと財界を味方につけるために、安倍首相は定期的に両者との「会食」を繰り返しています。そうした人的交流の中で、財界が安倍内閣に、憲法の復古主義についてはものが言いつらいという関係がつくられているように思います。

くわえて言えば、財界内部で防衛生産を重視する動きが強まり、それが必ずしも東アジアを市場として期待するものではないということも指摘できるかも知れません。武器輸出3原則は壊されましたし、宇宙開発を平和利用に限定するという枠組みも取り除かれました。アメリカやフランス、イギリスなどと共同で武器生産をして、これを世界に広く売る方針が、財界によっても政府によっても重視されていますが、これが必ずしも東アジアとの経済的友好を重視するものではないという面ですね。日本経団連には80ぐらいの小委員会がありますが、その一つに防衛産業委員会があり、会長企業は一貫して三菱重工が占めており、三菱重工は、日本経団連の副会長には必ず入っている実力企業です。

先日、かもがわ出版から『軍事立国への野望』という本を5人ほどで出しましたが、その中で私は、安保・戦争法を求める日本の軍需産業を中心とした財界の動きについて担当しましたので、それを読んでぜひ考えていただきたいと思います。

質問者

■ 国民保護法との関係では？

北海道の北見から来ました。私は、あまり国民保護法との関係で論議がされていないという気がしています。さまざまな技術持っている人が、徴兵制とは別に自治体の命令で戦争に協力しないといけないという法律になっているわけですね。戦車を動かす免許って大型特殊という免許なんです。大特って俗に言うんですけど、これを結構持つてる会員さんがいるんですね。この方たちが徴兵制とは関係なく、例えば、自衛隊ばかりではなくて、米軍の戦車を修理している所から戦争現場まで運べというこ

とを言われたら、拒否できないんじゃないかという恐れを持っていて、そういう論議が始まっています。

それが先だって国会で明らかになったのは航空機ですよ。日本航空を含めて世界で5社ですか。日本の自衛隊の武器弾薬を運んだということが明らかになりましたが、それと同じことが起きるんじゃないかということが、今、ちょっと危惧されているんです。あまりにも国民保護法との関係で論議が少ないというのは私の実感なんです。その辺りは先生方はどう考えていらっしゃるでしょうか。

醍醐さん

今回のこういう安保法案が私たち国民に実際的な場面でどんな影響があるのかということを考えるときに、今お話しになったことってというのは非常に私も重要だと思います。最初にお話しになったことは、私も詳細は存じないんですが、最後におっしゃった航空機の問題ですね、航空産業。これは、共産党の辰巳議員だったですか。実は、日本航空など、民間航空機がこれまでも既にイラン・イラクの戦争のときに武器弾薬を運んでいたということが明らかにされました。

もう一つ、私が聞いて驚いたのは、日米地位協定によると、例えば日本の民間航空機、JALの航空機をアメリカが徴用して武器弾薬とか運ぶでしょうけど、アメリカの航空機という看板で徴用されることが断れない。そういう条項が日米地位協定の中にあるって言うんです。だから、今一番、戦争法案で取りあえず日米の軍部が考えているのは、共同作戦の範囲が広がるということじゃないですか。

私もそれを聞いて、そういうところまで来ているんだなということを感じました。だから、自衛隊がああいう動きをしているのは、決して何か先走ったことをやっているんでもなんでもない。訓練には半年かかると言うのです。法律ができてから訓練始めていたら間にあわない。ちょっと関係したことでそんなことを私は直接聞いております。

石川さん

今の件で、私も一言だけ。ご指摘のように、戦争が起こったときにメディアがどう動員されるとか、

医療人がどう動員されるとかっていう問題がありますね。そこで、例えば民医連は、私たち二度と従軍看護はしたくありませんというような、白衣を血に染めたポスターなどをつくっているわけです。医療従事者は戦場に連れていかれる可能性がある、その悲劇を国民に想起させるポスターです。そういう点に警戒感をもっている人たちはたくさんおられるわけです。

2003年にイラク戦争が始まったときに、軍需産業に務める労働者が、社命で戦場に行かされました。武器の修理のためです。作った人間でなければわからないからということでした。みんなが知れば大問題になるから、絶対秘密にしると口封じもされながらのことでした。結局、内部告発でそれがあきらかになったわけですが、そういうふうには軍人以外の民間人が動員されるケースはいろいろあると思います。そのことの指摘は大切なことで、それを広く知らせることも大切だと思います。

ただ、戦争法案を廃案に追い込むために、国民世論を広く喚起していく方法として、何を一番大きな鍵とするかということも考えていかねばなりません。いまはそこで、平和主義、立憲主義の二点を、一番太く打ち出そうということになっています。ですから、いろいろ大切な問題はあり、それらについての理解を広めていくことは必要なのですが、それもこれも総ざらひ的に示していくということではなく、現瞬間の運動の一番の鍵をしっかり握った上で、あわせて多様な問題を語るというスタンスが大切かと思っています。

醍醐さん

今、ちょっと石川先生が立憲主義ということを非常に強調されました。私も強調したんですが、日弁連がことしの6月18日に出した見解で立憲主義の基本理念に今回の法案が反するというを言っています。

私、ちょっと調べまして、実はこれ、もう今から32年前、1983年2月22日の衆議院予算委員会で、当時の角田禮次郎内閣法制局長官。それから、今から19年前の1996年の2月27日、同じく衆議院の予算委員会で、大森政輔内閣法制局長官は、いわゆる憲法の解釈変更で、集团的自衛権を容認するかのような考え方は立憲主義に真っ向から反するということ

で、そんなことはできないということを明言しています。

32年前の角田さんは、「集团的自衛権の行使はできないという見解は、政策変更によって変更できるというような性質のものではない。このことをまず申し上げたい。仮に、まったく仮に、集团的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない。その手段をとらない限りできないということだと思います」と言っているんですよ。

次に、19年前に大森政輔内閣法制局長官は、「政府がこのような考え方を離れて自由にこれを変更するということができるような性質のものではない。政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させると、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損ねる恐れがある。憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見て問題がある」と。先ほど、96条に照らして、これは無効だということなんか言えないってご意見ありましたが、そんな議論の中で、こういう考え方は日本の内閣法制局長官が言うということは、政府見解ですよ。間違っただけじゃない。もう長きにわたってこういう見解が定着してきたんだから、それをひっくり返すということは、クーデターまがいのことをやろうとしているんだということを強調しておきたいと思っています。

質問者

■ いったいだれが得をするのか？

山梨の田舎から来ました。石川先生にちょっとお伺いしたいんですけど、人が行うことによって起こる社会現象というのは、すべて経済につながっていると思うんです。そして、例えば戦争をしても、軍隊には絶対利益はないはずなんです。それから、戦争を起こそうとしている政治家も、人気が下がるので、本当はこんな法案をつくりたいと思っていないと思うんです。そういう意味で、どなたが利益を得るのか、これだけみんなが反対するのに。そこのところをちょっとお伺いしたいんです。

■ 復古主義の思想が…

日本の軍需産業の利益という問題については、先にふれました。武器を商品として世界に広く販売していくという儲け方を広めたい勢力が、財界内部にはかなり大きな力をもって存在しているということです。

もう一つ、見ておく必要があると思うのは、戦争に向かおうとする今の政治の動きが、すべて経済的利益から説明できるわけではないということです。戦後日本の政治を見ると、もちろん国内的には財界が最大の支配勢力です。くわえて外からはアメリカが強い影響力を行使してきます。しかし、それだけでなく、そこに「戦前日本は美しい国だった」という復古主義の思想がからみついてくるのです。その思想が財界やアメリカの求めからも一定の自立性をもって役割を果たしているというのが、日本の政治の大きな特徴です。

さっき、安倍晋三氏が「日本の歴史と伝統を金で売ること」といきり立ったという話をしましたが、そうした思想に取りつかれた勢力が、戦後日本の自民党政治の中にずっといます。それが今はますます力を増している。それは必ずしも「政治献金」「パーティ券」「カネ」に還元されない力を発揮します。

実際、ここに集まっているみなさんも、そうですね。今日、明日の自分の商売繁盛のことだけを考えるなら、何も全国からここに集まって、政治の現実を愁う必要はありません。しかし、皆さんはそこで民主主義が大切だとか、平和を守る必要があるといった一定の社会思想をもっており、その思想の力を原動力にこうした企画を成功させているわけです。

実際にも、さっき醍醐先生が紹介して下さった自民党の改憲案の前文も、天皇を頂く国に日本をつくり変えると言うわけです。そういう国を子孫に伝えるために改憲するとはっきり書いてあるわけです。そのような「美しい国」路線を中心の柱に据えながら、アメリカの意向も入れる、財界の意向も入れるという形になっています。そこにこの思想の独自の役割が象徴的に現われています。

■ 運動を広げるためには何が必要か

東京の民主商工会から来ました。先ほど石川先生が1点じゃなくて2点って言われた、大事な、握って離さないってところで、立憲主義と平和主義、日本を戦争する国にしているのかっていうことを言われたんですが、運動に参加されてる、反対ってされてる方たちは、かなりそういうものの答えっていうのは自明のことになっていると思います。でも、もっともっと運動も広げるためには、例えば世論調査で戦争法案に、賛成、反対、そして中間派のどちらとも言えない、分からないっていうような人たちがいるわけです。その人たちにもっともっと広げていくことが必要なんじゃないのかなと思うんです。そのためには何が必要かとお考えかお聞きしたいと思います。

平和主義という角度からの憲法守れという声と、立憲主義という角度からの憲法守れという声と、この2点は深く重なっているし、少しずれてもいます。「立憲か、非立憲か」というところが対立の中心軸なのだという人もいますし、「戦争をする国づくりにさせるな」というところに中心軸をおく人もいます。しかし、そこで対立することなく、互いに力をあわせる取り組みが行われているというのが実際です。

その上で、この会場に集まるような運動をやっていない人に声を届ける必要があるというのはまったくそのとおりです。運動というのは、そもそも意見が一致しているいわば身内にむけて行うものではなく、それはいわゆる組織運営ですね、まだ意見の一致が見られない人に、これはどうでしょうか、こう考えるべきではないでしょうかと、対話を広げていくべきものですよね。街頭で訴えたり、署名を集めたり、店に来るお客さんと話をしたりということです。

■ 戦争体験を聞くことも大切

ですから、もしそこに十分目が向かっておらず、運動が内向きになっているというのであれば、そこ

は改善していかねばなりません。そこは皆さんの腕の見せどころということです。その点では、地域の全体を視野におく取り組みとともに、ツイッターやフェイスブックといったSNSの活用に習熟することも必要でしょうね。

戦争について考えるきっかけをつくる上で、戦争体験の話を書くことは、特に若い世代に強い影響力をもつ方法の一つです。体験者が高齢化して、だんだん実施がむずかしくなっていますが、それでもうまく実施したところでは、大きな反響を呼び起こしています。他方で、体験者の証言を記録した映像がいろいろ作られていますから、その活用も大いに広げてほしいと思います。留意すべきところがあるとすれば、それは話を日本人がひどい目にあったという「被害」の話に矮小化しないで、アジア人2000万人を殺したという「加害」にもしっかり目をむける、侵略戦争だったという事実が正確にとらえられるように、両者のバランスをまちがえないで行うということでしょうか。

醍醐さん

私の感想は3つぐらいなんですけど、昨日、私は、自分の地元の人10人ぐらいの九条の会の方と夕方5時半から6時半までビラ配りをしました。こういう繁華街であれば、1時間位やればかなり受け取ってもらえると思うんですけど、私の住んでる所は成田にわりと近い、ちょっと過疎の地域ですので、1時間やって20人受け取ってもらうのが大変なぐらいです。きのうは、1時間やって、49人に受け取ってもらいました。通り過ぎた人がはっと振り返って、くださいって言う方がいるんですね。こんなこと私は前代未聞ですね。それぐらいすごく反響はいいんです。私は、戦争法案反対のビラですというふうには言わないんです。安保法案ですと言いますね。戦争法案と言ったら、ああ、もうこの人はってなっちゃうんで。やっぱり皆さんに言うときには、その辺りは言葉も大事な問題かなと思っています。

■ アメリカに“ノー”と言えるのか

それと、私も立憲主義のことなんですけど、ご質問の方のような観点からするならば、ちょっと立憲主義は少し分かりにくい気がします。私が心掛けているのは、日本中の多くの方が今回の法案に不安を

感じるの、一番現実味のありそうな内容は、アメリカという国はあちこちへ出掛けていって先制攻撃やっていますよね。そのことは多くの国民も知っているじゃないですか。そのアメリカに、今回の法案が通ったら、アメリカから要請されて協力しろって言われたら、日本は本当にノーと言えるのかということです。多くの国民は、なかなか断れないんじゃないかという感覚を持っていらっしゃると思うんです。ところが、それが現実のものとなりかねないのが今回の法案じゃないのかということです。法律の仕組みが、日本が別に攻撃にさらされなくたって、日本の用心棒であるアメリカが攻撃されたら、日本はもう助っ人に行くんだということでしょう。先ほど、なんで経済的利益のないことをやるんだという質問もでしたが、安倍首相っていうのはやっぱり独特なんですよ。

アフガン戦争のときに、インド洋で給油だけやりましたよね。よその国から見たら、あれは小切手外交だって散々言われました。日本も血を流せみたいな、ああいうこと言われると、安倍さんというのは耐えられない。日本の恥だと思う人なのですよ。

やっぱり根底には、「普通の国」にならないと一人前じゃない。国連の常任理事国にも入れないじゃないかみたいな気持ちを彼は持っていると思います。そういうことがあるから断れない。これまではなんとか9条で止めていたわけです。その歯止めが利かなくなるんじゃないかっていう、そういうところは多くの国民の方が感じているんじゃないかと思うのです。

二つ目は、鳥越俊太郎さんは自衛官のリスクがどうだと言う前に、日本人自身がテロの危険が一番大きいとよく言いますよね。そっちの方をもっと考えなきゃ駄目だっていう話をされます。一理あるかなと思うんですけど、一番海外に出掛けていけって言われるのは自衛官だと思います。『週刊朝日』にイラク、サマワに派遣された経験のある自衛隊も言っています。「全面的にアメリカ軍が守ってくると上官に言われ、手当ても良かったので、家族に反対されたけどイラクに行った。しかし、現地ですごだと分かった。アメリカ軍は交戦して、死者・負傷者がばんばん出ていた。米軍兵士と現地で話すと、イラクすべてが戦場だ。日本もそういう所へ参加しているんだと言われた。憲法9条があるから自衛隊に入ったという人はかなりいます。私もそう。基本的

には戦場に行くことはないだろうと思っていたが、安倍首相は変えようとしている。内心ではみんなブーイングです。政治家はいいよ、戦場に行かないからね」という話です。

やっぱり、日本の自衛官がそんな危ない目に遭わされて、われわれは無関心でいいのか。アメリカに守ってくれとかいろいろ言うけれども、足元の自衛官にそんな危険にさらしてまでという思いは、私はあると思いますね。だから、こういう思いを伝えることは大事だと思います。

■ 中国との関係は互恵

三つ目は、中国脅威論がふりまかれています。株価が1万7000円を割り込みましたよね。あれって、震源地は中国じゃないですか。中国の経済の先行きが悪くなったわけでしょ。アベノミクスなんて、なんのことはない、中国に支えられていたんじゃないですか。だから、そういう意味で見れば、経済的には互恵関係ですよ。それを大事にしようと思ったら、抑止力だ、中国が何し出すか分からないみたいな、相手にそういう警戒心を植え付けるようなことをやるっていうことは、結局日本の経済にとってこれは大きなマイナスになっているというのが現実じゃないですか。少し前までは中国脅威論、安全保障の環境が変わったと言われたら、そうかなって思っていた人いますけど、かなりの方が私は考え直

すんじゃないかと思うんですよ。互恵的な関係。やっぱり政治も経済と両輪ですね。経済を危なくするような政治で本当に国民を守るなんていうことが言えるのかと。こういう訴え方が私はいいいんじゃないかなと思っています。

司会 山口さん

ありがとうございました。ちょうど時間になりました。石川先生、なにか一言ありますか。

石川さん

たくさんしゃべりましたから、もう別にないのですが、先ほど、この会場の写真を後ろから撮って、今150人ぐらいの方が集まっていますよとツイッターに流しておきました。すると、早速、創価大学の佐野先生がこれをリツイートしてくれました。これがSNSの威力ですね。ぜひ活用してください。ご報告までに。

司会 山口さん

落ちがついたところで、お開きにしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

(本稿は録音テープの記録をもとに事務局の責任で編集・整理したものです。)

